

住民参加社会における住まいと まちづくり教育の在り方に関する研究

A study on the educational approaches of the housing and town planning in the resident participatory society.

主任研究員名: 田中 みさ子

分担研究員名: 中村 久美

1. 研究内容

本研究は、都市計画法の改正以降まちづくりへの住民参加の促進の必要性が増大しつつあるにも関わらず、適切に住民参加進んでいないという問題意識から、その原因の一つに住民の都市計画に関する知識や興味が不足していることにあるとの問題意識から住民に対するまちづくり教育の必要性及びその現状と課題について明らかにしようとしたものである。研究方法は主にアンケート調査実施し、得られた知見をもとに都市計画における住民参加や市民意識、都市計画に関する知識の現状を明らかにするのを目的としている。

平成 24 年度においては、主任研究員は平成 23 年度に実施したまちづくりにおける住民参加の状況を把握するための自治体アンケートの結果の分析を行ない論文としてとりまとめるとともに、都市計画への参加に関する住民意識の把握のために分担研究員と共同で住民アンケート調査を計画・実施した。

2. 研究経過

研究の実施にあたって、平成 24 年 11 月 18 日、12 月 13 日に住民意識調査を実施するために調査方法・調査項目・調査対象地等について会合を持ち、打ち合わせを行なった。調査票の配布地域については、近年高齢化や空き家の増加などにより住民自治の力が弱まりつつあるとの問題が指摘されている一戸建て住宅地を対象とするものとし、特に地区計画の策定が盛んな宝塚市とまちづくり活動が盛んな京都市を対象地として選定した。また、調査・分析における主任研究員と分担研究員の担当内容とスケジュールについて調整を行なった。

3. 調査結果

①自治体アンケート調査結果のとりまとめ

主に主任研究員が実施した自治体アンケートは、大阪府と兵庫県下の市町村における都市計画マスタープラン策定に関わった自治体担当者に対するアンケート調査を実施し、住民参加の現状と参加を促進するための課題について考察したものである。調査対象は兵庫県自治体 41 市町(29 市 12 町)、大阪府 43 市町村(33 市 9 町 1 村)の計 84 市町村の都市計画担当者で、

調査方法は、郵送配布郵送回収である。回収は 64 市町村で、回収率 76.2%となった。

主な調査結果は下記の通りである。

(1)都市計画マスタープラン策定における住民参加の実施状況

- ・都市計画マスタープラン策定においては従来の方法が主流で市民委員の参加や住民会議方式など直接市民が参加する方法の普及率が低い。
- ・公募による住民委員の参加は住民会議と比較して参加者属性に偏りがあるなど、住民意見の聴取が市民全体の意見とかるためにはまだまだ課題がある。

(2)地区計画策定における住民参加

- ・住民発意の地区計画の策定数が多くの自治体で増加しており、専門家派遣などの行政による支援も充実しつつある。

(3)住民参加促進における課題

- ・現状の住民参加に関するノウハウを持ち住民意見の反映についても十分だと感じている自治体と、ノウハウや時間の不足のために住民参加が十分でないと感じている自治体が存在する。
- ・7割以上の行政担当者が住民参加を促進したいと考えているが、住民参加には住民自身の都市計画に関する知識の向上が必要であるという考えが6割、地域コミュニティが崩壊していて合意形成が困難になっていると考えている層が4割に上っている。

主任研究員は、これらの調査結果を論文としてとりまとめ、「市町村都市計画策定における住民参加の現状と課題」として「人間環境学論集 12(平成 25 年 3 月発行)」に投稿し、掲載された。

②住民アンケート調査

主任研究員と分担研究員は何度か研究会を開催し、まちづくり教育に関する調査票の設計を行なった。また、住民アンケートを実施するために一戸建て住宅地を対象とした配布場所の選定を行ない、(計 2,000 部)を宝塚市及び京都市で戸別配布・郵送回収で実施した。宝塚市での配布は主任研究員が担当し、京都市での配布は分担研究員が担当した。回収票は 488 票(宝塚市 257 票、京都市 231 票)で回収率は 24.4%である。

主な結果は以下の通りである。

- (1)現在居住している住所地の用途地域や建蔽率・容積率について 3~5 割が「わからない」と回答している。
- (2)地区計画の指定の有無について約 4 割が「わからない」と回答している。
- (3)52.7%が「自分の住んでいる地区のまちづくりについて、できれば住民の間で決めていく方がいい」と回答。
- (4)自治会活動をしている回答者は約 6 割だが、特に何の活動もしていないも約 2 割存在している。
- (5)都市計画への具体的な参加としては、「パブリックコメント」について約 3 割が「どんな制度がわからない」と回答している一方で、「市へ直接電話」「自治会を通じて意見を伝える」「議員に意見を伝える」などについては各 1 割程度存在している。
- (6)地区の建築規制については 77.7%が「地区全体のことを優先して一定の規制を受けるのはや

むを得ない」と考え、まちづくり制度について「もっとよく知りたい」が 57.8%、「都市計画やまちづくりの知識を持つこと」を「必要だと思う」は 83.8%であった。

(7)まちづくり教育の場としては小学校が 56.4%、中学校が 60.5%、高等学校が 52.9%、大学が 45.7%と義務教育での教育が必要と考えている回答者が比較的多い結果となった。

以上の結果から、住民の多くは都市計画やまちづくりの知識を必要と考えているが、現実には現在居住している場所の都市計画制限についての知識も乏しく、市民の意見を行政に伝える手段についての知識も乏しい現状が明らかになった。この結果をさらに地区別や属性別に分析し、また、分担研究者の既往調査結果との比較を行うなどの分析を加えて、今後成果を論文に取りまとめて発表する予定である。

住民参加社会における住まいとまちづくり教育の在り方に関する研究

田中 みさ子(人間環境学部)

平成 24 年度の研究成果は下記の通りである。

①自治体アンケート調査結果のとりまとめについて

平成 24 年度は、平成 23 年度に実施した大阪府と兵庫県の市町村における都市計画マスタープランと地区計画に関する住民参加の現状と課題についてのアンケート調査結果についての分析を行なった。調査対象は兵庫県自治体 41 市町(29 市 12 町)、大阪府 43 市町村(33 市 9 町 1 村)の計 84 市町村の都市計画担当で、調査方法は、郵送配布郵送回収である。回収票は 64 市町村で、回収率 76.2%であった。調査結果を論文としてとりまとめ「人間環境学論集 12(平成 25 年 3 月発行)」に投稿して掲載された。

主な結果は、住民参加の方法によっては参加者属性が偏る傾向があり、また直接的な参加手法が思ったほど進んでいない現状があること、地区計画策定における住民参加では自治体担当者は住民の知識不足を課題の一つとして挙げていることなどがある。

②住民アンケート調査について

近年、住まいや街の価値を維持しさらに高めるために、住民の主体的な参加や活動が活発に行われるようになりつつあり、現代社会においては、様々な場面で行政の力に頼るだけでなく、地域社会の人々の積極的かつ多様な住民参加が必要とされるようになってきている。特に都市計画の分野では、行政主導の計画づくりから住民の主体的な活動による民主的な計画づくりへの転換が求められている。

しかし住民の側に立ってみると、現在の教育体系では住民参加の方法やまちづくりの制度などについて十分に学ぶ機会がなく、多くの人々にとってはどのように住民参加すればいいのかわからないのが現状である。

そこでまちづくり教育の今後を考えるために、住民を対象に「地域やまちづくりへの住民参加やまちづくりのための教育の在り方」について明らかにすることを目的とした住民アンケート調査を実施した。調査対象は宝塚市と京都市の一戸建て住宅居住者である。

本調査では、調査票の項目の一部に分担研究員が過去に実施した住民の地域活動への参加に関する設問を入れて、過去の調査結果との比較を行なえるようにした。両市で各 1,000 部の計 2,000 部を郵便ポストへ戸別配布し、有効回答 488 票(宝塚市 257 票、京都市 231 票)を郵送により回収した。回収率は 24.4%である。

現在結果を分析中であり、学会への論文投稿を行なうために結果のとりまとめを行なっている。

住民の住意識の醸成と住教育

中村 久美(京都ノートルダム女子大学)

住民の居住環境形成への関わりの重要性は、住生活基本法の制定(2006年)を契機により明確化している。しかし、現状の住民が持つ住まいやまちづくりに関わる知識、見識は、少なくともまちづくりの主体と成り得るにはじゅうぶんではない。そのような問題意識から、住民の意識や考え方、住み方、およびそれらを形成する住教育の現状を明らかにする目的で、住民への質問紙調査を検討した。

質問紙は、「都市計画、まちづくり、および住まいづくりに関する基礎知識の状況」「安全・安心、環境共生、街並み・景観、といった住まいやまちづくりの重要側面に関する態度や意識」を、本研究テーマに直結する質問項目の柱に据え、分析軸として、それらの生活態度や意識形成に関与するとみられる「住まいへの関心や住宅観」「地域環境や地域コミュニティへの関わり意識や態度」や「居住歴・被住教育歴」を含む基礎的項目群をもちこむことを構想した。

調査対象地域は、高度経済成長期以降開発された戸建住宅地として宝塚市の2地区と、成熟した定住性の高い住宅地として京都市の2地区を選定した。宝塚市の方は、地区計画、建築協定が結ばれているA地区とそのような建築ルールの設定がないB地区、京都市は北山、深泥池などの自然や神社仏閣などの文化資源に恵まれた北区のC地区とそれに隣接して戦前からの住宅地である左京区のD地区から成る。調査は戸別ポスティングにより配布、郵送返送により回収した。A地区 130、B地区 127、C地区 121、D地区 110、計 488 の有効サンプルを得た。回収率(有効票数/配票数)は 24.4%である。

結果としては、住民は総じて住まいが立地する敷地の法的条件や居住地に関わる都市計画上の情報・知識を持ち合わせていない現状が浮き彫りになった。具体的には用途地域の種別や法定容積率、建蔽率、地区計画の設定の有無などに関する知識の不足を指摘できる。まちづくりへの関わり方、行政からの情報取得の経験や方法についての認識も乏しいといえる。

その一方で、居住地における地域の環境整備や防災、防犯、地域福祉などの諸側面について、自己の生活の維持や質向上のためにも、地域に対して貢献的な生活態度を有する住民は少なくない。また地域組織への一定の参加意欲も認められた。地域生活者に必要な基本的知識として、居住地の建築、都市計画の最低限の法的知識を身に着けることで、住民誰もが一定の見識をもって自宅の運営と地域のまちづくりに参画していけるような住教育の必要性を指摘できる。

研究成果は、調査対象地域間の比較や、他の調査データの比較など、さらなる分析をすすめ、住教育と住宅地運営のあり方を検討し、今後論文として取りまとめる予定である。